

【制度改正】 国内業務主体の開発コンサルタントによる業務の 調達方法について

2022年11月

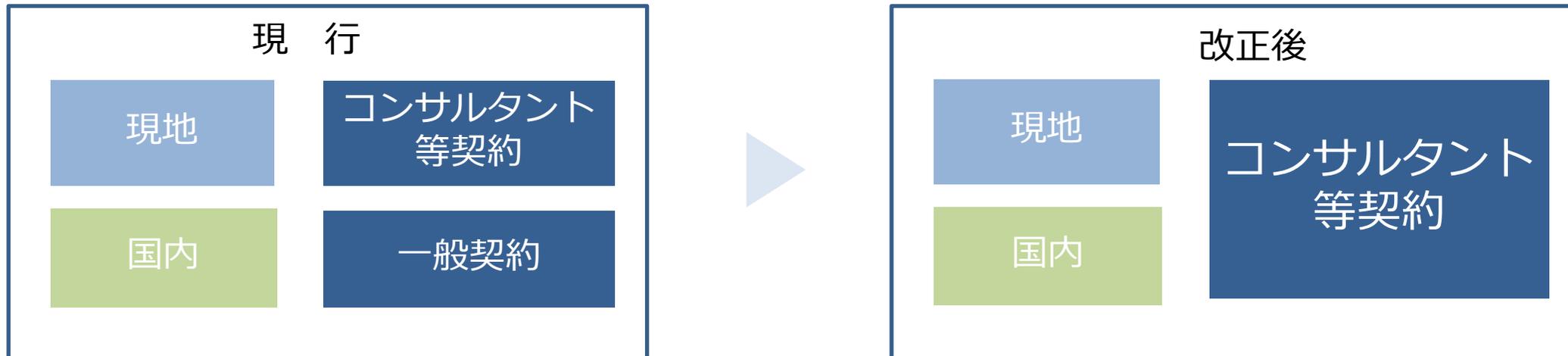
国際協力機構
調達・派遣業務部

目 次

1. 制度改正の目的
2. コンサルタント等契約（国内業務主体）
の概要
3. コンサルタント等契約（国内業務主体）
業務価格の費目構成など
4. 消費税

1. 制度改正の目的

現在、国内と現地の業務量によって、コンサルタント等契約と一般契約に分けられており、案件によっては内容が類似し、発注部署も受注者も同じであるにもかかわらず、契約形態によって契約事務手続きが異なるため、受注者及びJICA内においても混乱が生じています。そのため、従来一般契約で実施している「国内業務を主体とする開発コンサルタントによる業務」について、基本的には経費率以外はコンサルタント等契約の制度を準用することとし、両者の契約事務の運用を一体化します。



2. コンサルタント等契約（国内業務主体）概要

（1）定義（表1）

調達・派遣業務部にて契約事務を行う契約のうち、主管部署の実施計画においてODA業務について

- （ア）先方政府からの要請があり、採択された事業（付随する調査および要請を前提とした資金協力案件の協力準備調査を含む）は現地及び国内の業務人日にかかわらずコンサルタント等契約とする。
- （イ）上記（ア）以外のODA業務は、現地業務が人日で50%（人月換算で40%）未満の業務は、経費率を変えて、新たに「コンサルタント等契約（国内業務主体）」とする。

注）（イ）で今後「コンサルタント等契約（国内業務主体）」となるものは、従来は一般契約にて実施していたもので、従来コンサルタント等契約で実施していたものを移行するものではない。なお、従来は現地人月が50%未満のものは一般契約としていたが、今般、（ア）に該当するものは現地人月にかかわらずコンサルタント等契約とし、また（イ）に該当するものでも現地人日50%未満（人月換算で40%未満）をコンサルタント等契約（国内業務主体）とすることにより、コンサルタント等契約の範囲を拡大している。

なお、コンサルタント等契約の人件費単価を適用することが不適切なものについては、従来通り一般契約にて対応します（表2）。

(表1) コンサルタント等契約で実施する業務

定義	コンサルタント等契約（現地及び国内の業務人日問わない）		
<p data-bbox="254 428 700 842"> (ア) ODA業務 先方政府からの要請があり、採択された事業（付随する調査及び要請を前提とした資金協力案件の協力準備調査を含む） </p>	調達業務種別	課税	不課税
	① 技術協カプロジェクト		●
	② 開発調査型技術協カ		●
	③ 技術協カ個別案件		●
	④ 円借款付帯プロジェクト		●
	⑤ 資金協カの準備調査	●	
	⑥ 有償資金協カの詳細設計	●	
	⑦ 上記に関する調査団（詳細計画策定調査・中間レビュー・終了時評価等）		●
経費率	α = 50%、β = 35%		

(表1) コンサルタント等契約で実施する業務

<現 行>

※コロナ蔓延による暫定運用以前の制度

<改正後>

定義	コンサルタント等契約	一般契約	コンサルタント等契約 (国内業務主体)	消費税	
		調達業務種別 (現地業務人日が50%以上の業務) (人月換算で現地業務が40%以上)	調達業務種別 (<u>現地業務人月が50%未満</u> の業務)	調達業務種別 (現地業務人日が50%未満の業務) (人月換算で現地業務が40%未満)	課税
(イ) 上記以 外の ODA業 務	⑧基礎情報収集・確認調査	基礎情報収集・確認調査	⑫基礎情報収集・確認調査	●	
	⑨評価調査(テーマ別、事後)	評価調査(テーマ別、事後)	⑬評価調査(テーマ別、事後)	●	
	⑩調査・研究	調査・研究	⑭調査・研究	●	
	⑪フォローアップ(調査・実施)	フォローアップ(調査・実施)	⑮フォローアップ(調査・実施)	●	● 調査 実施
経費率	$\alpha = 50\%$ 、 $\beta = 35\%$	$\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 35\%$	$\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 35\%$		
その他、 留意事 項等	<p>1. 公示にてJICAの想定する人月(国内・現地)を記載しており、当該人月に基づきどちらの制度対応になるかを決定します。競争参加者はJICA想定と異なる人月割合で提案することを認めますが、この場合においても、公示記載の契約制度の積算基準に基づき見積書を作成いただきます。</p> <p>2. 本体契約に付随する別契約(国内研修・招へい)の経費率は、本体契約と同一とします。</p> <p>3. 変更契約及び精算においても、人月実績にかかわらず、契約した制度の経費率を維持します。</p> <p>4. 国内業務主体の案件では、以下の経費も直接経費への計上を認めます。※別紙1(経理処理ガイドライン追記)参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現地渡航に係る経費(査証代、予防接種代、海外旅行保険料) ■ 日本国内での旅費・交通費 				

定義	一般契約
コンサルタント等契約の 人件費単価が該当業務の 単価として不適切と考え られる業務（高い場合と 低い場合双方）	調達業務種別
	① 大学の単価で実施する大学連携の技術協力プロジェクト業務
	② 研修員受入業務（国別研修・課題別研修）
	③ 教材作成業務
	④ ロジ等の支援業務
	⑤ 高度なアドバイザリー業務
	⑥ その他特殊な業務（広報、システム、施設管理等）

※従来通り、一般契約とする業務についての補足説明

■ 現地業務中心の技術協力プロジェクト業務

- 大学連携等、コンサルタント等契約の報酬単価を用いない案件は一般契約
- 一般的な技術協力プロジェクトはコンサルタント等契約

■ 研修員受入業務

- コンサルタント等契約で実施する技術協力プロジェクト内で実施する研修員受け入れは、従来通りコンサルタント等契約
- 上記以外の課題別研修及び国別研修は一般契約

■ 教材作成業務

- 教材作成のみを目的とする業務は一般契約

■ 特殊業務

- コンサルタント等契約の単価によらない特別プログラム（Pacific Leads、資源の絆、アフガニスタンピース等）及び支援ユニット等の支援業務は一般契約
- 見積調査が必要である業務及び国立大学法人、国立研究開発法人へ発注する業務は一般契約

■ アドバイザリー業務

- 財政・金融・投融資・DX・システム関連等コンサルタント単価とは異なる単価のアドバイザリー業務は従来通り一般契約

2. コンサルタント等契約（国内業務主体）概要

（2）留意事項

- ① 本制度発効後に公示し契約締結したコンサルタント等契約において、契約開始後に業務実施方法が変更され、国内での業務量が過半になった場合においても「コンサルタント等契約（国内業務主体）」への変更は行わないものとします。（逆の場合も同様の取扱いとします。）契約締結時に合意した契約の条件を途中で変更することは適切でないためです。
- ② 不課税契約においては、当初契約で業務実施地が100%国内の場合（現地人月なし）は課税、それ以外は不課税とします（参照4.消費税の取り扱い）。変更契約や精算においても税区分の変更は行わず当初契約の条件を維持します。また、適用する約款についても当初契約からの変更は行いません。
- ③ 該当案件は案件名の最後に（国内業務主体）を明記します。

3. コンサルタント等契約（国内業務主体）業務価格の費目構成など

(1) 費目構成

【計上可能】
 査証代、予防接種代、海外旅行保険料
 日本国内での旅費・交通費

業務価格	業務原価	直接原価	直接経費 (積上計上するもの)	旅費
				一般業務費
				通訳備上費
報告書作成費				
機材費				
再委託費				
国内業務費				
直接人件費				
その他原価 (= 間接原価+積み上げ計上を除く直接経費)				
一般管理費等				

(2) 業務価格

業務価格 = 業務原価 + 一般管理費等

業務原価 = 直接人件費 + 直接経費 + その他原価

その他原価 = 直接人件費 × α / (1 - α)

一般管理費等 = 業務原価 × β / (1 - β)

- ① **直接人件費単価**: 国土交通省の設計業務等技術者単価を準用。単価は別紙2 (2022年度直接人件費基準月額 (上限)) 参照
- ② **経費率**: 国土交通省の設計業務等標準積算基準 (※1) を準用し、 **$\alpha = 35%$ 、 $\beta = 35%$** とする。
 また、紛争影響国・地域については、 **$\alpha = 35%$ 、 $\beta = 40%$** とする。
 個人の場合は、 **$\alpha = 35%$ 、 $\beta = 0%$** 、紛争影響国・地域については、 **$\alpha = 35%$ 、 $\beta = 0%$** とする。

区分	法人	個人
非紛争影響国・地域	$\alpha = 35%$ 、 $\beta = 35%$	$\alpha = 35%$ 、 $\beta = 0%$
紛争影響国・地域	$\alpha = 35%$ 、 $\beta = 40%$	

(※1) [国土交通省](#) : 設計業務等標準積算基準書および同 (参考資料)

4. 消費税

(1) 業務実施契約

不課税契約としている業務（技術協力プロジェクト類）について：

- 「現地対象国において役務が提供されている」ことが明らかな取引であるため国外取引（不課税取引）と区分していることから、当初契約締結時に現地業務がない（100%国内業務）場合を除き、従来通り不課税契約とします。
- 現地業務がない（100%国内業務）契約は、「現地対象国において役務が提供されている」とは判断できないため課税契約とします。
- コンサルタント等契約（国内業務主体）にて、100%国内業務の場合に使用する契約約款は、業務内容が「事業実施・支援業務」に該当する契約については従来通り「事業実施・支援業務」用（※）を使用しますが、契約書本体にて、業務地を「日本」と明記することにより課税取引とします。

※「事業実施・支援業務」約款は、消費税法第4条（課税の対象）第3項第2号に基づき、「役務の提供が行われた場所」が国外であることをもって、国外取引＝不課税取引としていることから、100%国内業務の場合には上記の方法で課税取引となることを明記します。

【消費税法第4条第3項第2号】

- 3 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。（中略）
- 二 役務の提供である場合（次号に掲げる場合を除く。）当該役務の提供が行われた場所（当該役務の提供が国際運輸、国際通信その他の役務の提供で当該役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所）

4. 消費税

(2) 業務実施契約（単独型）

- ・ 消費税については上記（1）と同様の扱いとし、現行の単独型の約款を「調査業務」及び「事業実施・支援業務」に改正する。

① 単独型の調達業務種別は過去の実績により、現在、以下の5つに区分されています。

- 調査団参团
- 専門家業務
- 資金協力等に対する実施促進業務
- 調査・研究業務
- その他

② 適用する約款

上記①のうち、「調査・研究業務」は現地での情報収集に加え、情報分析・計画策定・方針提言等を含めた業務が多く、業務実施契約の「調査業務」と類似性が高いため「調査業務」約款を適用する。これ以外の業務については事業実施もしくはその支援業務であることから「事業実施・支援業務」約款を適用します。

約款	調達種別
調査業務	調査・研究業務
事業実施・支援業務	調査団参团 専門家業務 資金協力等に対する実施促進業務